

## 平成28年12月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成28年12月16日(金) 開会 午前10時 4分  
閉会 午前11時51分

場所 第6委員会室

出席委員 小久保憲一委員長

萩原一寿副委員長

飯塚俊彦委員、新井一徳委員、石井平夫委員、伊藤雅俊委員、小島信昭委員、  
江原久美子委員、菅克己委員、石川忠義委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

宍戸信敏環境部長、岡崎守環境部副部長、山野均環境部副部長、  
牧千瑞環境政策課長、石塚智弘温暖化対策課長、松山謙一エコタウン環境課長、  
石鍋恵子大気環境課長、葛西聡参事兼水環境課長、  
田中淑子産業廃棄物指導課長、安藤宏資源循環推進課長、  
豊田雅裕みどり自然課長

[農林部関係]

河村仁農林部長、篠崎豊農林部副部長、松村一郎農林部副部長、  
山崎達也農業政策課長、強瀬道男農業ビジネス支援課長、  
石間戸芳朗農業支援課長、持田孝史生産振興課長、岡眞司森づくり課長、  
大岡早孝農村整備課長、田中誠農産物安全課長、岩田信之畜産安全課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第118号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)のうち農林部関係	原案可決

#### 2 請願

なし

#### 所管事務調査

次世代施設園芸拠点の整備について

#### 報告事項(環境部関係)

埼玉県環境基本計画の見直しについて

**【付託議案に対する質疑（農林部関係）】**

**伊藤委員**

県内には、ほかにも整備が必要な所があると思うが、今回の実施箇所を選定した理由を伺う。

**森づくり課長**

美しい森づくり事業については、森林経営計画を立てている場所が対象となっている。国の補正予算のために要望調査を行ったところ、資金や雇用状況を勘案した要望が提出されたのが、今回の2か所であった。

**農村整備課長**

ほ場整備事業については、今回、国の農地耕作条件改善事業の補正があった。この国庫事業を使って、ほ場整備事業を実施しているのは県内では2地区あり、9月定例会の補正予算で1地区について増額をお認めいただいております、今回は残りの1地区についての増額をお願いした。

団体営基盤整備促進事業についても農地耕作条件改善事業の対象となっており、農地中間管理機構と連携して、担い手に農地を集積するために農業水利施設の整備を行っている。主に10アール区画の水田地帯で実施されており、このような箇所が多く残っている県東部の地区を選定した。

**伊藤委員**

ほ場整備について、この2か所以外に整備が必要な箇所はないのか。

**農村整備課長**

ほ場整備は現在県内9地区で実施している。その中で農地耕作条件改善事業の対象事業は2地区である。これ以外の地区は違う事業で実施しているが、今回は補正の対象ではなかった。

**柳下委員**

- 1 森林整備推進事業費に1,066万6千円の補正がある。この予算を生かすという意味で、9月定例会で、会計検査院の指摘等について、きちんと調べるように質問をした。そこで、森林整備加速化・林業再生事業の事業概要並びに会計検査院の指摘について対象年度、事業内容、事業地及び事業主体を伺う。
- 2 会計検査院の指摘内容はどのようなものだったのか。また、補助金を過大に受給していたということで、全額返還すると思われるが、返還の見通しはどうか。
- 3 不当とされた補助金について、県としてどのような指導を行っているのか。

**森づくり課長**

- 1 11月7日に会計検査院から内閣総理大臣に報告があった中で、本県で実施した森林整備加速化・林業再生事業について、1件指摘があった。対象年度は平成22年度から平成26年度まで、事業内容は間伐が52.6ヘクタール、作業道が1万1,611メ

一トル、事業主体はときがわ町にある協同組合彩の森とき川である。

- 2 指摘内容は事業主体が実績報告の労務費等を過大に記載し、補助金を過大に受給したというもので、不当とされた金額は1,049万8,799円、そのうち、国庫補助金は998万2,146円である。不当とされた金額については、年内に彩の森とき川が県に返還し、そのうち国庫分については、年度内に林野庁に返還する予定である。
- 3 県としては、このような事態が起きたことを重く受け止め、今後このようなことがないよう、事業体への指導を徹底していく。具体的な再発防止策については、原因として事業体による事業の理解不足があり、県の検査、事業体への指導も不十分であったことから、実行経費の証拠書類の確認を検査内規に明記するとともに、原則として2人以上で検査するように検査体制の見直しを行った。また、出納総務課から講師を招き、担当者を対象とした補助金の確認調査と財務会計についての研修会を2回実施した。さらに、地域機関の担当者を集め、これまでの確認調査の検証を行った。この結果を踏まえ、年度内に各事業体への指導要領、指導マニュアルを作成していく。

#### 柳下委員

- 1 国費と県費の割合については、どのようになっているか。
- 2 年度内に国に返還する見通しがあるということでしょうか。

#### 森づくり課長

- 1 平成24年度までは全額国費であったが、それ以降の事業については、国費が95%、県費が5%である。
- 2 事業体から年内に県に返還するとの話を頂いている。

#### 柳下委員

しっかり願います。(要望)

#### 小島委員

- 1 ほ場整備事業について、追加資料2ページを見ると真ん中の斜線の区域が今回の対象地区となっている。ほ場整備事業は面積が20ヘクタール以上の場所で実施しているが、今回真ん中の部分で事業を行うと両脇の土地が残ってしまう。この両脇の土地でほ場整備事業を行いたいときは、飛び地になっていても、面積を合算して認めるなどの対応をするのか。
- 2 今回補正予算が認められた後に着工すると来年の4月の作付けはできないように思われる。工事はその後の作付けにどのような影響があるのか。
- 3 国、県、市町村の負担割合について、資料に記載されている割合とは違う場合もあると聞いているが、考え方を伺う。
- 4 団体営基盤整備促進事業について、今まで整備してきた箇所延長にある素掘りの部分について行うと理解しているが、代表的な実施箇所の状況などを教えていただきたい。また、このような団体営事業を希望している地区のストックはどれくらいあるのか。

#### 農村整備課長

- 1 発戸地区は全体の受益面積が42.3ヘクタールあり、年度予算の関係で3つの工区に分かれている。今回の補正予算では20ヘクタールを対象としているが、既に平成28年度当初予算で、図面の右側の部分の11.2ヘクタールの分の予算を頂いており、

左側の残った部分については、来年度予算で実施ということになる。面積については、年度ごとの整備面積ではなく、地区全体で20ヘクタール以上あればよい。

- 2 今回、補正予算をお認めいただいた場合、契約は年度内に行うが、工事は来年の稲刈り後に着工し、冬の間完了するので、作付けに影響はない。
- 3 今回の負担割合は、国が50%、県が27.5%、羽生市が22.5%であるが、国のガイドラインでは国が50%、県が27.5%、市町村が10%、農家が12.5%となっている。しかし、現在米価が厳しい状況で農家が12.5%を出すのは難しい状況であり、また、埼玉型ほ場整備は従来型のほ場整備と比べて事業費を非常に安く抑えているので、市町村に対し、農家の分を出していただきたいとお願いしている。従来型ほ場整備では、農家負担を求めているのに対し、埼玉型ほ場整備では農家負担を求めないため、なかなか理解していただけない部分もあるが、県としては、農家負担なしでのほ場整備を推進しているところである。
- 4 以前整備した柵渠が壊れたため、再整備したいという地区が一部あるが、おおむね土側溝の水路にコンクリート製品を設置する工事を行う。代表的な地区の状況としては、例えば、参考資料3ページの深井新田地区では、今回の補正対象箇所を「H28補正 排水路工L=150m」と示しており、その下の点線は平成25年度から実施してきた整備済みの部分で、上の点線の部分は平成29年度以降に整備するということになる。この深井新田地区では、既に5年かけて整備を進めてきたが、おおむね6年間で完了する予定である。また、団体営基盤整備促進事業は毎年度要望調査を行い、市町村から申請があればすぐに国に予算要求をしているので、県にストックはない。

#### 小島委員

- 1 埼玉型ほ場整備事業は全体で20ヘクタール以上ないと実施できないのか。
- 2 どんな場所でも工事後の作付けに影響なく実施できるということによいか。
- 3 負担割合について、羽生市は22.5%を負担するということであるが、このような対応をしている市町村は埼玉県内でどれくらいあるのか。また、負担しない市町村にペナルティーを課した方がよいのではないのか。
- 4 団体営基盤整備促進事業で、素掘りの箇所を直しているということだが、コンクリート製品で整備された排水路であっても、昭和30年代など早いうちに整備されたところは経年変化で大分崩れてきている所がある。このような経年変化で老朽化している排水路について、団体営基盤整備促進事業で改修していく見込みは低いのか、あるいは新設護岸と同等にやっていくのか。

#### 農村整備課長

- 1 県営事業は受益面積が20ヘクタール以上という国の補助金の要件があるので、20ヘクタール以上必要である。
- 2 埼玉県内のほ場整備事業は作付けをした後、冬場に工事を実施するというやり方をしているので、どの地区でも作付けに影響なく実施ができる。
- 3 事業費の22.5%の負担をしていただいている市町村は、加須市、吉川市、川越市と羽生市の4市である。この4市は、現在埼玉型ほ場整備を実施しているところである。他の市町村については、9月定例会で「埼玉農業の『体力強化』を求める決議」が採択された後、すぐに各農林振興センターの農村整備関係の副所長や農村整備部長による緊急会議を実施し、水田の10アール区画が20ヘクタール以上まとまって存在する市町村へ推進を図ることにした。県内63市町村のうち、41市町村を対象として10月中

に説明に伺ったところ、22.5%の負担を検討してもいいという市町村が13市町村出てきたので、今後、この13市町村に対して重点的に推進を図って行く予定である。

- 4 団体営基盤整備促進事業は国から事業費の50%が補助され、残りの部分は市町村あるいは土地改良区が負担する。市町村で、地元要望があれば老朽化した水路も直すという機運が醸成されれば、当然整備の対象になってくると考えている。

---

#### 【付託議案に対する討論】

なし

---

#### 【所管事務に関する質問（次世代施設園芸拠点の整備について）】

##### 飯塚委員

- 1 久喜試験場の土地は県が所有しているが、普通財産なのか行政財産なのか。
- 2 土地の賃貸料年額136万4,234円の算出根拠を伺う。
- 3 次世代施設園芸拠点は全国10か所で行われていると聞いている。その中には本県と同様に、県有施設を事業者に貸し出している事例があると思うが、貸し出しているのは行政財産なのか普通財産なのか。また、貸出しの面積や単価はどうか。
- 4 県がイオンアグリ創造株式会社へ貸し出すということだが、賃貸借契約の内容は財務規則の範囲を超えてないのか。

##### 農業政策課長

- 1 久喜試験場の土地は、行政財産である。
- 2 県有地の貸付料については、総務部長が定めた県の算定基準に基づいて算出する。具体的には、貸付地の相続税課税標準価格に、算定基準で定められている貸付料率を掛けて算出している。この算出により、平方メートル当たりの単価は26円60銭となり、これに貸付面積51,287平方メートルを乗じると136万4,234円となる。
- 4 公有財産を貸し付ける場合は、適正な価格で貸し付けなければならない。今回のイオンアグリ創造株式会社への貸付けについても、先ほど説明した総務部長の定めた算定基準にのっとり算出している。貸付料率は幾つか区分があるが、今回は営利目的の区分であり、一番高い率を適用しており、財務規則を含めた財務に関する法令等に違反するものではないと考えている。

##### 生産振興課長

- 3 埼玉県以外では全国10拠点のうち、高知県と愛知県が県有地を貸し付けているが、両方とも行政財産の貸付けである。高知県は担い手育成センターの隣接地4.3ヘクタール、愛知県は下水道局の事業用地3.6ヘクタールを貸し付けている。貸付料については、高知県の場合は、本県と異なり、雑種地と一部宅地であるが、基準はおおよそ平方メートル当たり68.66円と聞いている。なお、高知県では、事業を開始した平成27年度は収益が出ていないので、県の基準にのっとり貸付料を100%減額して無償としている。また、平成28年度は収益状況によって減額幅を判断すると聞いている。愛知県の場合は本県と異なり下水道事業の用地の貸付けであることから、貸付料は平方メートル当たり232円となっていると聞いている。

##### 飯塚委員

- 1 総務部長が定めた基準とのことだが、県有財産の貸付料の算定に相続税課税標準価格

が出てくるのはなぜか。

2 高知県と愛知県のそれぞれの事業主体は分かるか。

### 農業政策課長

1 相続税課税標準価格は、固定資産税評価額がベースになっている。

### 生産振興課長

2 高知県では、有限会社四万十みはら菜園、株式会社ベストグロウ、四万十とまと株式会社、四万十あおぞらファーム株式会社、株式会社暁産業、四万十町森林組合、JA四万十、高知県園芸連で組織するコンソーシアムが事業主体になっている。愛知県では、イノチオみらい株式会社、株式会社デュアルバランスなどで組織する愛知豊橋次世代施設園芸推進コンソーシアムが事業主体になっている。

### 新井委員

この次世代施設園芸拠点事業の関係では昨年と今年、2度の決議が出ているが、改めてこの決議をどう受け止めているか。また、前回の9月定例会でも所管事務調査を行い、県と事業者と国を交えたやり取りの詳細などをいろいろ伺ったが、それ以降、具体的な動きがあったのであれば確認したい。

### 生産振興課長

県としては、議会の附帯決議については非常に重く受け止め、対応を行わせていただいたところである。まず、最初の平成27年2月の定例会での附帯決議だが、「生産者の不安の声があり、事業の執行に当たっては県内生産者への影響に十分注意するとともに事業のメリットを生産者が享受できるようにするべきである」というような内容であった。この決議に対応して、県では生産者の不安を払拭するために、生産者を集めた研修会、意見交換などを行い、生産者の方が事業のメリットを享受できる施設となるように検討を行った。その中で生産者からは「生産者が導入しやすい施設規模にしてほしい」、「炭酸ガス発生機を効果的に使い、収量を増やしたい」、「暑い夏も含めて一年中トマトを生産したい」などの御意見を頂いた。こうした御意見を踏まえ、ハウスの規模を1棟1ヘクタールの大型のものから、1棟30アールの農家でも導入できる規模への変更などの対応を行った。

また、平成28年2月定例会の「生産力の強化のため、県が責任を持って実証・普及を一元的に行う体制が整ったと認められるまで、補助金支出の執行停止を求める」という附帯決議に対応して、県として本年6月から7月にかけてトマト生産者への個別訪問やアンケート調査を行い、埼玉拠点やトマト振興に関する意見をお聴きした。その中で生産者からは、土耕栽培で使える技術の実証、品質の向上、収量増加を実現する栽培手法の確立などの要望があり、アンケート回答者の97%が埼玉拠点に何らかの期待をしているとの結論を得た。

さらに、事業者であるイオンアグリ創造株式会社とも事業内容に関する調整を行い、「県が行う次世代技術の一元的な実証・普及に全面的に協力すること」、「県内生産者による視察や研修を積極的に受け入れること」、「埼玉拠点が稼働してから5年後を目途に、県と共同して次世代技術の実証・普及の成果を検証すること」についても合意が得られた。

これらの結果を踏まえて、埼玉拠点の隣接地に県が「次世代技術実証・普及センター（仮称）」を設置し、責任を持って次世代技術の実証・普及を一元的に行う体制を整備するための補正予算を、さきの9月定例会に提出し、議決を頂いた。9月以降は次世代技術実証・

普及センターの設置準備を進めている。現在、ハウスの設計を行っているが、併せて、生産者の方に取組内容を説明したところ、生産者の方から11月30日付けで知事宛てに要望を頂いた。「大規模な水耕栽培と土耕栽培の双方について、新技術の実証を早期に開始すること」、「実証した新技術を県内生産者に早期かつ広範囲に普及させるため、生産者に対して必要な支援を行うこと」という要望内容であった。

#### 新井委員

先月30日に生産者の方から要望があったということだが、どういう団体・組織なのか。

#### 生産振興課長

一つは次世代トマト研究会から、もう一つは全農埼玉県本部から頂いた。

#### 新井委員

土地の賃貸借期間は、平成28年2月12日から平成37年3月31日までのほぼ9年2か月であるが、これだけ長期にした根拠を伺う。

#### 農業政策課長

財務規則の156条第2項第4号において、通常の土地及びその定着物の貸付けについては10年以内と定められていることによる。

#### 新井委員

その期間をほぼ目一杯活用したことになるが、その理由は何か。

#### 農業政策課長

国の補助事業上、施設の耐用年数が14年となっているが、財務規則上では、貸付期間が10年以内と定められていることから、最長の期間とした。

#### 新井委員

先週、我々の会派の中屋敷議員の一般質問に対して、岩崎副知事が「国と県と県議会の方向性に沿うように、イオンアグリ創造株式会社に対して適切に対応してまいりたい」と答弁されている。今年3月の委員会決議では、「事業実施期間を5年程度に短縮し、その後、事業者から施設の譲渡を受け県の事業として実施」すべきだと決議しているし、我々の会派としてもそう主張している。この契約書の第3条を改めて見ると、「甲（県）と乙（事業者）が協議し、合意の上、更新し、又は短縮することができる」とのただし書があり、賃貸借の期間はあくまでも合意の上となっている。その一方、地方自治法第238条の5第4項では「普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる」とされ、この規定は行政財産にも準用できることになっている。この規定を使うと、久喜試験場が公用又は公共用で今後必要となった場合に、事業者と現在結んでいるこの賃貸借契約を解除することが可能ではないかと考えるが、農林部の見解を部長に伺う。

#### 農林部長

御指摘のとおり、契約書第3条において、貸付期間は9年2か月となっているが、県と

事業主体が協議して合意の上、短縮できるということである。また、地方自治法の条文も承知している。本契約書の条文の中には、特段、地方自治法に基づく解除の規定は書いていないが、地方自治法の逐条解説によると、契約中に解除権を留保しない場合、すなわち、契約上に解除の規定を設けていない場合でも、公用又は公共用に供するために必要が生じたときは、地方自治法を直接の根拠として行使することができることも承知している。

県としては、事業主体と約束した5年後の検証の結果やトマト生産者の声をよく聴き、また、環境農林委員会の委員をはじめとする県議会の皆様の御意見、そして社会環境の変化などを踏まえて、地方自治法の規定を適用していく。

#### 石井委員

コンソーシアムの構成員を改めて伺う。

#### 生産振興課長

コンソーシアムの構成員は、イオンアグリ創造株式会社、イオンリテール株式会社、JA全農さいたま、埼玉次世代施設園芸トマト研究会、埼玉県、久喜市、アドバイザーで千葉大学が入っている。

#### 石井委員

構成員の出資金、資本金はどうなっているのか。

#### 生産振興課長

特に出資はしておらず、皆で集まった連合体という形である。

#### 石井委員

会議の議決権はどうなっているのか。

#### 生産振興課長

議決権は、先ほど申し上げた組織がそれぞれ1つずつ持っている。

#### 石井委員

千葉大学は除いた6つの団体がそれぞれ持っているということか。

#### 生産振興課長

そのとおりである。

#### 石井委員

契約書についてはイオンアグリ創造と契約しているが、コンソーシアム代表などの構成員と契約するものではないのか。

#### 生産振興課長

直接、施設を整備するところとの賃貸借契約となっており、イオンアグリ創造と契約している。



## 石井委員

それについての決め事があるのか。

## 生産振興課長

コンソーシアムの規約の中でそれぞれの役割分担があり、イオンアグリ創造が施設の整備、トマトの栽培、技術情報の発信という役割を担っている。また、コンソーシムには法人としての実体がなく、実際の契約は法人格があるところとしか結べないため、直接施設を整備するイオンアグリ創造と契約を結んでいる。

## 石井委員

せっかく他の構成員もいるのだから契約相手はイオンアグリ創造ではなく、構成員を基にした団体名などの名前の方がよかったのではないか。

## 生産振興課長

コンソーシアムが法人格を持っていればそのような形を取れたかもしれないが、コンソーシアム自体が法人格を持っていないため、イオンアグリ創造と結ぶしかなかったということである。

## 石井委員

埼玉県は他県と違って、当初の事業主体がイオンアグリ創造ありきで1者だけだったが、それが間違いだと思っていた。最初からコンソーシアムにして、法人格を持って事業をやれば、もっと行政との連携のやり方も整理できたのではないか。構成員がそれぞれ議決権を持っていても、出資もしていないとなると意見が反映されるのか心配だがどうか。

## 生産振興課長

コンソーシアムがこの拠点を運営していくということになっており、それぞれの構成員の意見が一番重視される。このコンソーシアム構成員の大きな特徴は、県も市も含めた生産者サイドの議決権の方が多いということである。この中で県としてはしっかりと意見を述べて拠点を運営していきたい。